

飯山市景観計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 景観法に基づき飯山市の景観計画を策定するため、飯山市景観計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 景観計画の内容に関すること
- (2) その他委員会において必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員25名以内をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する任務が終了するまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員のうちから互選する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、建設水道部まちづくり課が行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成24年 7月30日から施行する。